

川内原子力発電所再稼働差止仮処分決定の概要について

1 決定主文

- ア 本件申立てを却下する。
- イ 申立費用は債権者らの負担とする。

2 決定骨子

本件申立てについての司法審査の在り方

福島第一原発事故の経験をも踏まえた最新の科学的知見及び原子力規制委員会が作成した安全目標に照らし、同委員会が策定した新規制基準の内容及び同委員会の新規制基準への適合性判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきである。

新規制基準の合理性

新規制基準は、最新の調査・研究を踏まえ、専門的知見を有する原子力規制委員会が相当期間・多回数にわたる審議を行うなどして定められたものであり、最新の科学的知見等に照らし、その内容に不合理な点は認められない

地震に起因する本件原子炉施設の事故の可能性

耐震設計等で安全上の余裕を確保するとともに、多重防護の考え方に基づく安全確保対策や福島第一原発における事故を踏まえた重大事故対策を施しており、これらの債務者の取組等も本件原子炉施設の耐震安全性の確保に寄与するものと評価できる。

火山事象により本件原子炉施設が影響を受ける可能性

新規制基準に従って、各種調査を実施した上で、火山事象により本件原子炉施設が受ける影響を評価していることが認められ、その評価は火山学の知見により一定程度裏付けられているといえる。

本件避難計画等の実効性

本件原子炉施設周辺の地方公共団体が策定した避難計画を含む緊急時対応は、現時点において一応の合理性、実効性を備えているものと認められる。